

(公印省略)
令和5年12月21日

川西市議会議長
大崎淳正様

厚生文教常任委員長
岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和5年12月11日）

1．議案第60号 市立桜が丘小学校エレベーター設置工事請負契約の変更について

議案の概要

市立桜が丘小学校エレベーター設置工事の施工に関し、令和5年11月8日に変更契約を締結した工事請負契約を変更するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本案は、地中障害物の撤去処分及び工法変更による追加工事が必要となったことから工期を約3カ月間延長するものであるが、今回の変更に係る事案が判明した時期を含む経緯や、今回の議決事項でないことは理解しているものの、契約金額の変更内容について伺いたい。また、今後さらなる変更の可能性はないか見通しを伺いたい。

答 今回の変更に至る経緯については、9月に現場で発覚して以降、9月下旬から10月末頃にかけて代替工法の検討を行ったもので、費用面では、地中障害物の撤去に関する費用204万円や工法変更による追加費用548万1000円など、合計984万2562円の増額となっている。

なお、地中等の不確定な部分に関しては今回の変更に含まれており、地上部分に係るリスクは基本的にないものと判断していることから、今後、さらなる費用が発生することはないと考えている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第61号 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業の施行に関し、事業契約を変更するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本案は、先に開催された第21回教育委員協議会における協議事項であったと認識しているが、同協議会における委員からの意見等について伺いたい。

答 特に意見、質疑等はなかったものと認識している。

特記事項

配付資料あり(川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業に係る事業契約の変更について)

審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第62号（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業の施行に関し、事業契約を変更するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 配付資料によると、今回の契約変更の根拠となる光熱水費物価変動について、電気代・ガス代は理解できるものの、上下水道料の変動率が1ポイントを超えた要因を伺いたい。

答 上下水道料の物価変動の要因については、水道の供給や下水道の処理に係る費用が値上がりしていることに起因しているものと考えている。

問 令和5年度の夏季休業期間から、事業者による自主事業として留守家庭児童育成クラブへの昼食提供を行なっている点に関して、当該事業に要する費用は本案と関連がないのか伺いたい。

答 夏季休業期間中の昼食提供に関しては、本事業の付帯事業として事業者が行っているもので、本案の契約金額に係る変更の対象にはならないものである。

特記事項

配付資料あり（（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業に係る事業契約の変更について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第65号 川西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の改正等に伴い、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の改正は国民健康保険税の産前産後免除制度に係るものと認識しているが、免除対象者を出産被保険者としている点について、本案における出産の定義を伺いたい。また、免除対象期間に国民健康保険に加入または脱退した場合の取り扱いを伺い

たい。

答 本案における出産とは、妊娠85日以上分娩で、死産、流産、早産の場合も含まれるものである。また、免除対象期間に国民健康保険に加入または脱退した場合は、加入期間のみが免除対象になると考えている。

問 本案の施行日は令和6年1月1日と間近であることから、しっかりとした周知が必要と考えるが、市としての周知方策を伺いたい。

答 本制度の内容については、議決後、速やかに市のホームページに掲載するとともに1月号の広報誌にも掲載予定である。加えて、国民健康保険課及び保健センターの窓口においてもチラシを設置する予定である。

問 免除に係る届け出について、出産予定日の6カ月前から可能ということであるが、出産後に遡及して申請することは可能か伺いたい。

答 本制度は出産後の届け出も可能であり、減免の規定に準じて5年間は遡及して申請が可能である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第66号 令和5年度川西市一般会計補正予算（第7回）

議案の概要

第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費を除く全部。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費を除く全部。第10款教育費のうち第7項生涯学習費第2目生涯学習推進費生涯学習推進費人件費、第3目文化財費、第5目公民館費及び第6目図書館費を除く全部。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

第3款 民生費

問 障害者福祉推進費人件費において、一般職が4人増となっている点について、その要因を伺いたい。

答 当初予算の定数と10月1日時点の実配置の比較において4人増となった点については、当該所属職員の育児休業等の取得に対し、代替職員を配置する等の対応を行なったことによるものである。

問 児童手当等支給事業において8152万3000円、ひとり親家庭支援事業において728万4000円の償還金、利子及び割引料が計上されている点に関し、低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金において、精算に伴う国庫への返還金を計上している点について、当初の見込みと実績について、差異が生じた要因も併せて伺いたい。また、対象者にはもれなく支給できたか市の見解を伺いたい。

答 ひとり親の低所得世帯に対する特別給付金については、当初の見込み1600人に対して実績は約76%にあたる1217人であり、また、ひとり親世帯以外の特別給付金については、当初の見込み1900人に対して実績は約80%である1526人であった。これらについて、転出入時に対象であるか確認を行なうなど、対象者には可能な限り支給できたものと考えている。

問 生活支援事業において、被保護者調査における調査項目の追加等に係るシステム改修業務委託料として101万円を追加している点について、その詳細を伺いたい。

答 今回のシステム改修については、被保護者調査に関して、令和6年4月調査分から、申請件数等に関する項目、保護の廃止の理由の区分に関する項目、学習支援費に関する項目が追加され、医療扶助関連の項目を月次調査から年次調査へ移行することとなったことに対応する内容となっている。

第4款 衛生費

質疑なし

第10款 教育費

問 特別支援学校教育支援事業において、川西養護学校の児童生徒が登下校で利用する介護タクシーの便数の増加により、使用料及び賃借料で1000万円を追加している点について、現状として適切に利用できているか伺いたい。

答 介護タクシーの利用については、重度の障がいのある児童の利用増に加え、感染症対策としての利用も増加しており、児童の安全な登下校を最優先に、保護者と十分に相談しながら対応している状況である。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

6. 議案第67号 令和5年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

議案の概要
産前産後国民健康保険税免除措置に伴う保険税の減額及びシステム改修の費用のほか、令和4年度国民健康保険交付金の精算に伴う償還金及び人件費予算の補正を行うもの。
質疑の概要
問 歳入の一般会計繰入金で、議案第65号に係る出産する被保険者の保険料減免分として31万円を追加している点について、想定人数を伺いたい。また、今後対象者が増加した場合に漏れなく対応できるか伺いたい。
答 本案においては、対象者を12名と想定して計上しているが、今後、対象者が増加した場合には、補正予算の計上等も含め、漏れなく支給できるよう対応する考えである。
問 資格・賦課事業において、委託料で産前産後期間の保険税免除制度開始に伴うシステム改修委託料として588万2000円を追加している点について、本制度が令和6年1月1日から施行となる点を踏まえ、速やかに改修が可能か伺いたい。また、委託業者の選定についても伺いたい。
答 本案を議決後、速やかにシステム改修を行い、2月中旬には完了する見込みであることから、その後、2月末までの受付者の入力を経て、3月中旬には変更後の納税通知書を発送する予定である。なお、業者の選定については、住基システムの改修であることから、同システムのベンダーに改修を依頼する予定である。
特記事項 なし
審査結果 原案可決(全員賛成)

7. 議案第68号 令和5年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)

議案の概要
人件費予算の補正を行うもの。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決(全員賛成)

8. 議案第69号 令和5年度川西市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

議案の概要
介護報酬改定に伴うシステム改修費用並びに人件費の補正を行うもの。

質疑の概要

問 令和6年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料として、賦課事業で564万7000円を、介護認定審査会事業で214万5000円を追加している点について、改定内容は未決定と認識しているが、現時点で想定している改修内容について伺いたい。

答 現時点においては、6年度介護報酬改定への対応や第1号被保険者の保険料段階の見直し等を想定して本補正予算案を計上しているところである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

9. 請願第8号 請願書（健康保険証の存続を求める意見書提出の件）

請願の趣旨

政府は2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させた。しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」表示など、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えている。保険資格が確認できず、10割の窓口負担となるケースも起きている。また、マイナ保険証の「メリット」とされている薬剤情報については、マイナ保険証で確認可能な情報は、受診から情報の反映までにタイムラグがあり、投薬履歴がすぐにわかる現行の「お薬手帳」の方があきらかに有用である。他人の投薬情報が紐づけられていたトラブル事例もあり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは重大な医療事故につながりかねず、機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。

今後、政府は「資格確認書」や「資格確認のお知らせ」文書を発行する方針に転換したが、この施策も自治体等、保険者職員に膨大な事務負担を強いるものに他ならず、被保険者の資格確認をマイナ保険証を用いた電磁的通信手段のみで行うことは、停電等による通信障害で不可能になる大きなリスクに晒し、災害時に保険診療が停滞することは必至である。そもそもの原因は、当初の制度設計の誤りと拙速に進めすぎた運営、各保険者や自治体に過度の事務負担をかけさせた事に起因する。公金受取口座という個人情報の漏えいをデジタル庁自身が起こし、個人情報保護委員会から行政指導を受ける始末で、こうした状況下で保険証が廃止されれば、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

よって、いつでもどこでも誰もが安心して医療を受けられるように、健康保険証の拙速な廃止は行わず、現在の健康保険証の存続並びに、現行の保険証を「資格確認書」と同等に扱うよう求める意見書を国に提出することを請願する。

特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり

審査結果 採択（賛成多数）